

27 陳情 第 23 号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を 求める意見書提出に関する陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 27 年 11 月 18 日受理、平成 27 年 11 月 27 日付託
陳 情 者	新宿区新宿————— ————— 代表 —————

(要 旨)

新宿区において、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を
求める意見書を政府に提出してください。

(理 由)

公的年金は高齢者世帯収入の 7 割を占め、6 割の高齢者世帯が年金収入だけで生活し
ています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の 17%前後、家計の最終
消費支出の 20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、リスク性資産割合
を高める方向での年金積立金の運用を開始しました。年金積立金は、厚生年金保険法等
の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運
用を堅持すべきものです。

さらに、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体
制がなく、被保険者の意思確認がないまま、一方的に運用を変更したことは問題である
と言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は
厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被るこ
とになります。

こうした現状に鑑み、新宿区議会において、下記内容の「年金積立金の専ら被保険者
の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書」を採択の上、国会及び関係行政府
に提出くださるよう陳情いたします。

記

- 1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、
長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
- 2 これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資
産割合を高める今回の変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、
また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため改善すること。
- 3 GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参
画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。